



官板

バタヒヤ新聞

文久二年正月刊

一

西垣文庫
文庫10
7362
1



例言

一 凡卷中地名漢譯の文字ふれど、卷首は英吉利、土耳其等の如く認め、其餘は英船、土人等の如く之を畧す。

一 凡卷中地名は英國官名も、ゼ子ラトルル人名も、ガリバルデ、物名も、メダイレ等の如く、符號を左右に加ふ、又錢字の名元（元セント）占士（占セント）も、漢譯（ハント）ひ（ハント）オ（オ）も、原文上（オ）の模造あり。

バタヒヤ新聞卷一 文十八百六十年一月二十八日即ち

○英吉利

亞墨利加合衆國の開祖建國より以來第八十五回の誕日を祝する為に倫敦に在留せる亞人等聖ヤメスの旅館にて最も盛んなる祭をふせり英の貴人及び貴婦の預る者甚と多し子ウヨルクの醫官パテンを大統領の名代を勤め甚と激烈なる祭文を讀上げたり且賣奴を退くる趣を唱へて禮拜せり又亞國ニニストルアダムスの祭文を讀みたり其他醫官ムリントクを巴勒（巴勒）よて亞墨利加寺院の説法者あり因て此時甚と深切なる説法を為せり諸人共々大統領リンコ

ルン及び北方諸州の徳義を述べたり

下政府よて四時の間合衆政事あるヲキスホルド及びカン
ブリドゲの支配人選舉の事を評議して決定せり因て此地
以後も今迄用未れる面會評議を止め書狀を以て評議せんと
定めたり爰よ於て此兩地の役人の無益よ費す時日と入
用とを省りしむ然れ共是を當人の益と成すよりを却て常
よ此雜費を償ふ役所の利益多し扱書狀よてを内密の事よ
至りて十分おらざれ共多分を面會せすして合衆政事掛り
の副カンセリールよ書を送りて其意を通す可し
ロルドセルを亞非利加の賣奴を止るを勧めたる使節の

言よ同意せり且りセルを亞非利加洲肝要の地あるカープ
のバルミスBarmissをコンヒルよ取立んと欲せり且賣奴高ひの事
よ付て伯西政府の甚ど深切あるを賞せり又是班牙Spainのコイ
ペレエンを聖獨眠悟St. Ignaceの近來の事よ於て大役を勤めし趣
を承知せり但し獨眠悟人を隨意よ差圖する全權を握れり
と

明年將よ全世界品物の見物場を開うんとするの證據を歐
羅巴洲の諸方より種々の産物を運送すれどかり千八百五
十一年よ開く所の見物場を此度廣大よすべしと云ふ風説
あれども是を全く誤りある可し何とかれむ先年の場所も

甚ど廣くして畫圖及び其他の巨大なる品を前度の如く此
度も亦省くおれど別な場所を廣むるに及をざる可し

○佛蘭西

佛帝を以大利と交る事よ付て傳信機よて公子拿破崙よ告
て云ふ皇妃コロチルデと共にヒクトルエマ子ウル王を訪
んとすと公子思へらく必ず熱那及び多靈を經過するおれ
む此旅行を定めて長う可く其後よあらされど巴魯よを
歸らざるからん

或る新聞紙よ載る所よて世間の未ど知らさる一奇事あり
近頃死せる土耳其帝の祖母をヨセビ子デラパゲリーの血

族あるアイメーダビクデリヘレーよて三世拿破崙よも母
方の祖母あり

蒸氣フレカトコメル及びラバルドルを第七月八日よ土崙
より交趾よ出帆するから可し此船中よも海軍兵六百人歩

兵千四百人ゲンダルメス百七十人其他亞非利加より抱入
れたる者亦乗組より此人數よて一隊を作る可うららむ

ゼ子ラールベアウホルトドハウトポールを西治里兵隊を
指麾する為よ埃及より巴勒よ到れり

西治里の海濱を防禦する佛國軍隊の外よ俄羅斯の兵隊も
亦之あり即フレガト一艘スクイ子ル一艘あり此兵隊も退

く加えり可く模様は因り佛國兵隊を助くべし

○是班牙

イスパニヤ

ロヤの騒動を都府を奪ひしは因て鎮静せり其徒黨の者大聲よて呼をり云ふ法王死せよ合衆政事永久かれと佛國有司云ふ此流言をドンユアンの組の為す所ありと此他所より一揆起りしが未と盛んからざる前より之を鎮めたり

○匈牙利

オングアリヤ

ペストの下政府よて其政事を復古せり是千七百二十年の例よ従ひて奧地利帝よ告る者あるべし

高位の人々其議は同意し兩役所一致して公然告る所の觸

オイヤケ

書よ加判す可し

○俄羅斯

俄國金銀出入並に交易の書付及び領分中歳入の總計を政府よ於て世間は公けよするを禁せり然るは彼得堡に在留

ペートルブルグ

せる英國使節の筆記役エルスキ子の記す所の書あり最肝要の者あり一體俄國の記録類を正しき者なく此書を綿密に探索を加へ千八百五十二年の記録よ従ふ者よして頗精詳あり但諸有司よ係る者も之を省けり扱當今其失費を計るよ大略四千四百五十萬なり其歳入を計るよ四千萬なり許りある可し故に其不足する所四百五十萬なり千八百

五十八年よを軍用のを算ふよ一千五百萬ある可し抑
俄國歳入の最ふる者も外國輸入の運上あり是を驚く可き
高よて年々一千九百萬ひよ下らず最高利よて借る者よ之
を貸し既よ二百十六人の手よ渡せり又其借金を算ふるよ
コルプの云ふ所よ從へむ大略二萬と四千三百萬ひあり且
又千八百六十年第八月バリング及びホへの貸附とる八百
萬ひを加ふれど二萬と五千一百萬あり其年々の利息少く
とも九百萬ひよ下らざる可し

輸出の物品を穀物、材木、麻、苧、タルク蠟燭を作る可き牛羊等の油、鐵、銅、毛織物、ポトアス、毛拂、其他雜物類あり輸入を砂糖、油、茄菲、綿類、絲

類、毛類、毛織物、絹、及び絹織物、木綿、酒、漆、草、果物類、及び種々の
道具あり千八百五十八年よを輸出せる品の價を算ふるよ
四百六十萬ひよて輸入の價一百萬ひありエルスキ子の算
ふる所よを英國より輸入せし金高を六百四十五萬ひよて
俄國より英國よ輸入せし品を計るよ穀物の價三百二十萬
ひ其他タルクの價一百七十二萬ひ麻の價一百五十五萬ひ
亞麻仁及び麻仁の價一百三十五萬ひ苧絲の價八十萬ひ毛
の價五十五萬ひ毛拂の價二十三萬五千ひあり
エルスキ子俄國の田畠開けざるよ付て甚注意せるとあり
歐羅巴中の俄國領のみよと二萬と七千五百萬アクレスの

田畠あり豊年よも穀物尤も多けれ共交通の道開けされど
偏偶の土地よても猶食料よ不自由せり因て思ふは俄國よ
て穀物を運輸するよも實は肝要よて且十倍の利益ある
べし若外國より其法を改革して開拓よ力を用力其領分中
運贈を自在ならしめむ其利益幾多あるを知らず

彼得堡の日記よ云ふ金銀融通の滞りよも金堀及び綿職人
の仕事遲滞すれどもかり砂糖製造局よて數萬金を借らん
願へり有司等之を評議して公局よての製造を止めんとせ
り有名なる燒酎屋あり其借財を償ふ能はず身上覺束なき
様子あり諸般の工商社中並に高貴の人も大なる企を為す

よも百分よ五十の利息よて借用せんを願へり

○亞墨利加

第六月二十八日子ウヨルクよりの書よ從へど英の蒸氣船

アメリカ船カールレストンよ赴んとせし者兼組の人數よ

よ奪えれとり他の英船ホルハルスヒレ船も亦墨西哥海上

よて奪取られとり

婆多麥近邊よ一戦ありて死傷の者甚多し

バタヒヤ新聞卷二 文久八年六月十一日第九日即ち

○英吉利

印土より贈る所の書翰は今般新よ四百萬を五分の利にて借得ることを記しより此書翰は據れど諸般の金を借る為に證書を出すに本年第七月十二日より先きよ之を定む可し但同日九時を過るの後よ此證書を取上るを無可し此證書を五百以下ふる者を除く可し又二分の利息の者を其利息を前納す可し且諸般の證書共よ英國金藏奉行の實印なき者を之を取上ず此返納を五年毎よ其借財の二十五分を以て之を出す可し其一回を期限の後七日の中よ

差出—其餘を第八月二十日第九月二十四日第十月二十二日十一月十九日—之を出す可—但其前納する者よを特—其利息を算—て之を除く可—又之を二回—分て半年毎—返納せ—むる者あり其初の者も二割半の利息—て来る第一月五日其次の者も第二月二日—之を納む可—と世上—て此事を考へて政府より貨幣を出せ—るを殊—難事ありと雖も通商の爲—を甚速—評議を決—其證書の總計中四百萬—を許さ—る可—と思へり又或—此事を第二月十一日—借用せる金の如く速—許さ—るを無—る可—と思へり此時證書の面を一千三百二十七萬—あり—が其現金の

總計を纔—三百萬—のみ故—一千萬—餘を之を拒まざるを得ず今許容—と—る金高を纔—證書百分の—半あり然—る—ロト—キルドを一人—て—百萬—の證書を出せり國中の公正あり運上も三箇月毎—出す可—本年第一月三十日—も—一百三十七萬八千四百二十—あり前年の者—比—すれ—更—多—と—す但—全年—て—其多き者—四十四萬五千五百三十七—に—至—る可—雜物を除く外—運上の最大あり者去ぬ—三箇月—も—其他の三箇月—よりも—更—多—即—入港及び出港の運上三萬七千二百二十三—衣食—備ふる諸品の運上五百七十七—押印の運上—一萬七千七百五十八—諸

貢物を賣却せる者一百四十九萬九千八百八十四匁又公領の運上も一千匁を收納せり

公正なる運上も前三箇月の者より更も多きを以て金藏奉行カトスト子の同僚を皆大よ之を悦べ共其他の官吏も之を悦ぶず然れ共若此運上減少すれど諸般出港の期も當て其望を失ふ可し然れ共時勢を以て視るときを紙を發賣するを禁する後も又北亞墨利加騷亂の爲も英國通商及び貨幣の融通も係りて明年の運上も亦同しく首尾全き功績を顯す可し

○佛蘭西

第七月三日ミレスの事をセナルトグ言上せることと從て裁判せり此言上も監察評議官社中の議論の上と出づ此評議官も諸人の知る如く此事を處置せる代人とありたり政府の裁判官も蒸氣車鐵道の貨幣の規則なき事件を此社中にて已し知ると承及びり然れ共此社中も諸物を分配せしめ然して其諸物の欺妄の種とある可き者を書き留ると之を妨げず且監察評議官の社中も此事も關係せざるにあらず是故も彼等其法を改め人情を顧みず此事も關係する諸人の大切ある事を辯ぜざる可らず但此諸人多くも鐵道の貨幣も由て成就しとる諸般の事も關係せり

ミレス又裁判官を責めて云ふ四箇の證據を聽く可し此證據を能く質問するときを裁判官モンギットは罪を歸す可し裁判官の長より此人は裁判已に決定せりと返答しとり然れ共プロキウをミレスと同意の人よりて此事を決定せんが為し此證據を裁判官に聞正さしめとり此證據は由りしモンギットは貨幣目錄の總計は就て第二月二十九日云ひしを明白しせりプロキウ云ふ予ミレスの不利は係る諸事を吟味せんが為し及び彼が利と成る可き諸事を白あらしめんが為し來るとかり
 モンギットを長官よりの問は答へて云ふ此一非難は就て

吾身を賤しめとりと前四箇條の證據を裁判所は於て曾て係をらざると見ゆ

此前四箇條の證據不意は出しが其後裁判を罷めとり是マトヒ一の病あるは由てあり

第七月三日巴勒の工場は於て長官ワレウス副官ハンニールケルキ等千八百六十一年の精巧なる事業は就て工職を區別せり但此事は諸般の貴官及び掌禮官の職は係れりワレウスは此工場を區別するは就て其論を立て云ふ千八百五十五年以來佛國の工場を一般に奔走する基とかりとり因て多端の規則を以て此職の進歩を他國

の術家と與ふ可くと又云ふ諸人此奔走と預るを以て工職の區別を増んとて政府を煩をせり然れ共近日中より工場に贈る可きの好規則を授く可くと此後工場に於て或る記念錢を與ふるに至れり此記念錢を得たる者をアルマ戦争の畫工あるピルミスありハンニウルクキの讀聞せたる政府の選舉書と據れどレギウンハンエールの長官と選ぶれとる者も人物畫工のベルランゲル及び肖像彫工のヘリールあり此長官の同僚と舉られとる者も又山水畫工のキニフ及び禽獸畫工のヨセフステヘンス人物畫工のゴウセヒトプバウドリプアヒコン武者畫工のセホルリンア

ボンヘウルルベルリルセチンバルレイケンチンドフローゲルあり第二等の記念錢を賜むり者もルフイボンナトイメルレアデ子ウヒルレルプデスヨベルトイカロト同人妻ヘンリートデブロン及びブデサハン子スあり姫君マトヒルグの名も功名記中と顯れさり風説より從へむ日耳曼諸國も佛國と通商せんが為と假條約を結べり

○以太利

代人役所より於てリカソリを第七月一日多靈よて大奇事ありと云ひしが其妻の云ふ所も亦次の如しリカソリの

云へる如く政府も其本領を防ぎて其奪をれとる土地を奪返さんぐ為^{ローマ}羅馬及び威^{ヘチチヤ}尼斯に注意すとかり

政府より亞^{アドリヤ}得亞海中の都會及び其他へ歎願のと并に民の規則と成る可きとを云ひ贈りたり政府も此大事を會得

し之を満足からしめんと欲し必ず神助を得んを願へり此事を成んぐ為^{ヘチチヤ}注意して其時^{ヘチチヤ}に當りふだ必ず道を威^{ヘチチヤ}尼斯

に開く可し又予等も之ぐ為^{ヘチチヤ}先羅馬に注意せしぐ今已^{ヘチチヤ}羅馬に行んとせり

こニステルも又意を變ト予等を以て他方^{ヘチチヤ}に行うしめんとせり由ふれど予を何地^{ヘチチヤ}に行く可きや知る可らず政府も他

事よりも務めて此事に注意せりと見ゆ予等も争論し法を破り恣意を以て羅馬^{ヘチチヤ}に行くことを欲せず若争論し法を破る

ときも即從來の勲功を危くし民の職業を害するに至れどかり予等羅馬^{ヘチチヤ}に行んとせり之を亂すが為^{ヘチチヤ}もあらず之

を恢復せんとするあり又羅馬寺院に改革法を教へ獨立不羈からしめんぐ為^{ヘチチヤ}かり然れど教法純粹に復し行儀端正に

赴きて遂に羅馬法王の名譽とかり面目を後世に施すに至る可し故に純粹なる教法に忤ふことを説明し之を善き教法

に復せしめんとする者あり政府も此に注意して此事を成んとせしが勢威及び信情の不足よりして終に成就するに至

らず又民心を失へり

尚又其他の重大なることをリカソリの處置とありたり此重大なることを即政府に關係せる目的あり此目的を諸國の事を處置せる官吏及び人民に從ふ可しとあり本来人民を倫理の公正にして其固有せる不羈の氣質に從わざる可らず又是より次ぐ者を下民を率る長官あり此長官を國內の利益を計ることを司どる可し又人民及び官吏の大事を一般に三箇條に復す可し此三箇條とは家政の事公正なる教法の事又慈育の事是より凡國を諸般の代人相議して治む可し然して政府の集會より由て政法及び長官の一致を諸民と評

議すべしリカソリの言に從へば政府も長官の職を廢し其臣下の公正よりして大事に關係せる人の説に任せ才智ある後見人とふる可し評議官法令を定るに當てリカソリの議論をカホウルの説に比すれば確實ありと云へり但此時に當りて又更に貨幣借用の事件を評議せし座中の人稍同意ありしを第七月四日に會議して愈之を取行んと決せり此時金奉行バストギを其借用せる貨幣を總計するに三萬千四百萬フランク其内一萬九千二百萬フランクを非常の入用に備へ残れる一萬二千二百萬フランクを平常の爲に設けり若し此残れる金高に當今收納す可き運上金

を四千九百萬フランク加へふも此金高一萬七千一百万
フランクあり然れども今此貨幣を借用せる事柄を如何と尋
ぬるも何れも要用ふれども勢之を借らずんばある可らず抑
金奉行の存意を推察するも是全くも金銀貨の融通を元の
如くは為んぐ為かり是故も既も其仕方を取定めんとて其
第一も金銀貨の出方を減少す可き事第二も借用の元金
を増加す可き事第三も運上を多く收納す可き事等の條
目を立てり但金奉行自國の産物を出すを減少せんと專
ら考究し是が説を為して云ふ凡國を富さんとせを農業及
び高賣を勉強し且運上を増加す可しと

第六月三日羅馬にて祭禮ありしが爭論起り兵士二人擊殺
され其從者共或も傷き或も死する者甚多し

○俄羅斯

彼得堡ペートルズブルグよりの報告も據れも第七月中此地も貨幣甚減少し
て市中の融通滞り既も之を借用せんとして其利息九分程出
す者あれ共容易も貸す者ふし故も他國へ差出す品物を勿
論總て諸職業を廢せり然るも政府もて上納金を取立んと
欲し六百萬ルーベルを金藏も收納す可しと觸渡せり

洼肖ワシヤに在りし薩克撒サクセンの役所及びカラインカラインの役所を嚴し
き法令を立てて之も恃る者を罰す可きこと取定めり是も於

て注肖及び其村里平穩ならず

○土耳其

第六月二十五日孔士但丁コンスタンチンよりの報告よ土帝アブデルメリ
 ートトを病厚く旦暮よ覺束ふき様おれを同月二十二日よ當
 り帝自ら其弟アデスを呼寄せて遺言すらく嗚呼不幸ある
 哉予子モーラドを不肖おれを今予後を汝よ譲らんと欲す
 汝能く予よ繼て國政を改革す可いと帝又遺言すらく汝姦
 惡の評議官よ從ふと無く能く臣下の為を思ひ野よ在る遺
 賢を舉げ萬民の幸福を計る可いと反覆丁寧よ語られ斯て
 又今まで不幸よ遇へる評議官を招きて云をれよ予病厚

けれど迎も本復おし難し然れを予子孫を汝よ附託す汝等
 能く予が為よ忠を盡し之を輔佐せよと辭終りさるやと見
 る間も早く帝を命脉絶へよけり斯てアデス上官の者を招
 き諸官人をして夫よ其職よ任ぜしめんと云をれしうど
 上官の者之よ答へけるを是容易からざるよかれを諸官人
 出仕の上取極るよ如くを無しと此折節諸人の評判よ大老
 職を定て無難ある可しと後四五日を過き帝の屍を葬りし
 が之を送る者幾千人う數知れず其人よ皆涙を流し挽歌を
 唱へ實よ哀れある有様あり抑其弟アデスを性質豁達よ
 て能く衆人の説を用る人民を恵みし人おれ共先帝即位の

時を未だ幼少かれを姦惡から評議官を制する能はず然る
よ今を大に成長して國內の事情を知りければ姦惡の徒此
威を畏れ其志を逞ふする能はず即或る日記に總て帝王及
び宰相とる者國政を改革せんと欲せむ善良なる臣下を選
び是と共に計る可くと云へるを實に然るとからずや

ハタヒヤ新聞卷三 文十八百六十八年八月三日 第九月七日即ち

○英吉利

當今マンセスレルにて綿職人業を失つるを此年輸入の綿
を前年より比するに四萬苞減少すれども斯く綿の少きを
之を以て生産を營める土地に於ては不幸と云べし愛倫お
よび蘇各蘭^{スコットランド}よても亦同く不幸にして凡四千人むらり飢
渴に逼れる様子あり故に政府よても之を救ふが爲に種種
工夫を運らせり

第六月三十日 ^{ロンドン}倫敦にて集會あり今年百分五の利銀を償ふ
こと付て諸人一決し七萬零八百六十六に於て其利益三萬

九千三百二十に及べり是よ於て其同社の爲よを大よ宜
しけれど其頭人の主意よを大よして危き事を成んより
小よして安全ふるを善しとせり但二百萬の利銀を償ふ
べき期限いまだ至らず且前年秋冬の間も時氣齊をさるよ
由て六十萬に充ざりし其損失僅よ百分の四十三よ過
ぎず今年も豊熟ふるを以て其利銀十分よ納るべし

○佛蘭西

今年第八月カンブスエレーサー宮中よて肝要ふる展觀
場を開き産物および人工物圖畫の類を聚めんとすと云へ
る説あり之よ係れる吏人を皆工作よ關する人よしてパロ

ンタイロル之を支配せり若社中よ加えらんと欲せる者も
預め佛の工人よ頼むべし

レフランモルメル以太利を遊歴すると數月よして古代の圖
畫を探索し又寫真鏡を以て精巧ふる圖畫および扁額類を
寫取とり何も古來より名高き品よて多靈ミラアン佛稜巴
馬ボログナレイシナ羅馬熱那等よ秘藏せる者あり其中多
分を精密よ彩色して印刷せりグリマニの古書よのみ載て
尚知る者稀ふる人工物又パヒアの寺よ藏せる樂書と佛稜
シインナハチカーン等の寺よ藏せる以大利の名高き古書
より種種の珍奇ふる圖を抄出せり佛よて賞譽する所の人

工物をモキルメル大よ之を賞し其著述の書中よ載り

○是班牙

馬持マシの新聞紙よ是國政府よても馬羅哥マロコを捨て相論せざれどテテアンをむ是國所領と云觸らし此地を守護するが為よ其近傍の地を以て悉く所領と爲んとすと云へり

○以太利

タラボトをアンコナより亞得亞海濱へ達すべき鐵路およびホグギアより那不勒ナポリへセプラポよりペスカラへ達すべき鐵路を作るを評議せり
カブレラよてもガリバルヂを訪へる人聚りて一隊を成り

之を警固せり此時恰英人の旅行する者多く此地よ来り羣集すること巡禮人の神社よ入来るが如しカブレラよても此の如く雜還せるを以て若此大將軍よ對し無禮せる者を防ん為よ其境よ番兵を設り

○日耳曼

奧地利の兩政府よて明年金銀出入の總計を預下め會計して書出せるを左の如し

凡其費用の總計を三萬萬六千二百五十三萬六千零零六才ふるよ歳入の總計を僅よ二萬萬九千八百五十九萬九千八百才よ過す故よ其不足ふる六千三百九十三萬六千二百才

を別よ之を償もざる可らず

軍用よ備ふる所の金を凡百六十五ミルリウン才あり故よ
平日の貯金を前時よりも増して六十五ミルリウン才の餘
分を聚めざる可らず匈牙利の費用を又遙よ其税銀總計の
上よ出て僅よ五個月を経るの間よ其不足の分九百九十九
萬八千一百零三才よ及べり

○土耳其

土耳其帝新よ即位して直よ近臣五百人を退けトグ唯メヘ
メトアリを寵遇を蒙れり遠うらずして必諸政の改革ある
ことを企望せり

今般果して政事を改革せしと實よ驚歎するよ堪とり貴族

の臣および宰相其他顯官の輩を皆新よ其職を授け共よ誠
實を以て勤べき旨を諭し且諸法則を定めて有志の者を總
て貴賤高卑の差別なく君上よ仕ふれども是均しく人臣ふる
意を示し金銀の出入を正せるとよ依て其政事一新するふ
り又ナミクパカを擧て軍事宰相と為とり且諸方の使者お
よびダラウドパカを敘利亞よ赴けり
帝又内政を改革して舊來宮中の費七十五ミルリウンふる
を減トて十二ミルリウンとせり
或新聞紙よいへるを帝即位の初よ肝要ふる諸事を改革し

即宮殿を移し宮中諸吏および近侍の臣を退けり但此輩を
土國金庫の盜賊とも云べき者あり且又先帝より仕へし諸女
を皆達官に嫁せしめて其中老婦或は既に子を生し者のみ
之をベールレルベール殿に移し又巴勒および倫敦に在留せし
使節等も悉く召返して改て第八月末に誓文を收むとあり
帝此の如く諸般の費用を減少せるを以て舊來歲入少ふし
て其費を供するに足ざる者之を辯して餘あるに至れり先
帝の諸子を尊敬してバカの尊號を與へ且己の諸兄弟をも
各其位を與へ且其中二人を其望に任せて孔士但丁の講
武所に入り武事を學ぶしめたり

以新聞紙より埃及のメヘマトアリを前亞王メヘマトアリ
の子あり此亞王を其任に在ると僅に二年歳二十八にして
巴勒にて殺さると見たり

○亞墨利加

第六月十三日の紐約新聞紙に云ふにグレアトペテルは於
て南方黨の敗軍せるも前便に告るが如く甚しうならずとあ
り抑此敗軍の罪を總督ピールセにあり其將士を皆此時に
當りて退らずして進まんよも勇威を敵に施すと瞬息の間
よ在べし然らずして退けることを惜むべしといへり紐約の
兵も又大に其勇氣を振ひ敵五人を擊殺し砲臺の内よても

亦殺せるもの數多あり此時北方黨よ於ても死者五人傷者二十人走者七人なり一が殘忍あるう南方黨の傷者を介抱せるものを生捕りて之を罵辱しめ遂よ殺すよ及とり又第六月十二日バルチモレよて北方黨の生捕らるる者三人其中一人を騎馬の甲比丹よて勇氣大よ衆人を驚らせし者ふり

南方の兵總て九萬五千五百人其諸地よ分散する者を合すれど十二萬五千五人あり但兵士よも英雄あれども大將よも其人よ乏し

と其市中を兵隊往來して晝夜絶ず土人を誘ひ國家の為よ力を合せて戦もんとを欲す此兵隊の前列よも音樂の勇まよき曲を奏して士氣を養ひ既よ兵卒數千人を招得たり抑此騒亂よ由て高賈を買賣するに能もず卑賤の者よ至りてを生活し難きを以て止よを得ず兵隊よ加もりて命を繋げる者もあり

北方人の英人を惡めるとも益英國を南方よ黨し其間者とありて北方諸地の形勢を彼方よ告ると思へるを以てあり但北方人の此疑を生ぜるも嘗て無數の愛倫人紐約よ徒居るもの已が怨を英國よ報ひんとて英人を讒毀して北方

人の心を動揺せられむかり又南方に於ても若英人と和親を
通ぜむ其救援の力によりて必勝を得べしと思へり然れど
も英國よても敢て援兵を出さず又南方の和親を乞ふを肯
ふや彼林^{リン}を援くるや否や未決せざる所あり

